

平成30・31年度簡易登録申請について

1件当たりの額が極めて少額となる物品の販売（簡易な業務も含む）について、野田市と取引を希望される方は簡易登録の申請を行ってください。

物品の購入や業務の委託において、相手方の選定に当たっては、競争入札や見積り合せによることが原則となりますが、極めて少額なものについては、競争入札等の対象とならないことから、履行の確保を図るために、相手方（契約者）の情報を求めるもので、入札参加資格審査申請とは別の登録になります。

競争入札等に当たらない極めて少額な取引を行う場合には、入札参加資格審査申請の登録業者に加えて、簡易登録の登録業者の中からも選定できるとするものです。

1) 登録ができる方

野田市内に主たる事業の拠点（本店・本社）を置く者
競争入札や見積り合せに参加する意思がなく、少額の取引を希望する者
野田市との年間の取引見込額が50万円に満たない者
野田市税に滞納がない者

2) 登録に当たっての注意事項

簡易登録と、競争入札等に参加するために行う入札参加資格審査申請の両方を行うことはできません。いずれかの登録になります。

簡易登録の登録者は、競争入札や競争による見積り合せに参加することはできません（指名されません）。

この登録は、必ず受注できることを約束するものではありません。

登録中に野田市との年間取引額が50万円以上となる者や、競争入札等に参加したくなった者は、本登録を削除して新たに「ちば電子調達システム」による入札参加資格審査申請を行う必要があります。ただし、入札参加資格の登録手続には3ヶ月程度の期間を要しますので、ご注意ください。

3) 登録申請書類

簡易登録申請書

販売実績・業務受注実績書

登記簿謄本又は身分証明書の写し

登録者が法人の場合はその法人の商業登記簿の謄本（履歴事項全部証明書も可）となります。法務局で取得してください。

また、個人の場合は身分証明書になります。登録者の本籍地のある市町村から取得してください。いずれも手数料がかかります。

記載事項証明書【納税に関する事項】

登録者の野田市税に関する納税の状況を証明するものです。市役所本庁舎2階（低層棟）収税課窓口で交付を受けてください。手数料がかかります。

法人格を有しない組合の場合は、各組合員の記載事項証明書が必要となります。また、その場合は組合員名簿も提出してください。

なお、市税について滞納があると証明書は交付されません。

使用印鑑届

承諾書

4) 提出方法

「3) 登録申請書類」の から の順番で綴りホチキスで止めてください。

5) 登録期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

(ただし、平成30年4月2日以降に受付をしたものについては、受付日から平成32年3月31日までになります。)

6) 申請期間

簡易登録申請の受付は平成29年12月1日(金)から随時行います。受付時間は、業務日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

7) 提出先

野田市役所3階管財課窓口に提出してください。窓口受付のみとなります。

8) 問合せ

野田市総務部管財課契約係

(電話) 04-7125-1111 内線 2334・2335